改正1 定期接種となった3つのワクチンと対象者について

以下のワクチンは任意接種から定期接種となりました(市では今までも全額公費負 担)。また、今回の改正で子宮頸がん予防接種の対象者が拡大されました。

予防接種種類	対象者	回数
インフルエンザ菌 b 型(ヒブ)	│ ・ 2カ月以上5歳未満	最大4回
小児用肺炎球菌		(開始時期により異なる)
子宮頸がん	小学校6年生から	2回
(ヒトパピローマウイルス感染症)	高校1年生相当女子	3回

子宮頸がん予防接種について

※6月14日現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていま せん。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。

- ・今年度新たに対象となる小学校6年生と中学校1年生にはすでにご案内を発送しています。
- ・今年度、中学2年生以上高校1年生以下の方については、お手持ちの予診票の期限が 切れていますが、予診票の使用と接種は可能となっています。接種期限は、それ ぞれの対象者が高校1年生相当における年度末(3月31日まで)です。

● 健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要 になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は、 予防接種法に基づく国の補償を受けることができます。この制度の適用を受けるた めには、市内医療機関での接種を原則としています。市外で接種を受ける場合は、 別途手続きが必要となりますので、必ず市保健センターへご連絡ください。

BCG 接種(結核)の接種期限が[6カ月未満]から[1歳未満]に変更

平成24年度まで BCG 接種の接種期限は「6カ月未満」となっていましたが、「1歳未満」 までとなりました。2カ月から開始される定期接種が増えたことや BCG 接種特有の副 反応防止のための措置です。BCG 接種は、市保健センターで集団接種を実施していて、 予約が必要です。

テリ 者 種 4 が改正となりました。 が 月 ア)の実施方法を変更しました 定期予防 1 \mathbb{H} 防 接種 接 種 法 В 改 また、 Ċ G 正で、 予防接種 市では一 まで任意 一種混合予防接種(破傷風 接種期限と日本脳炎特 接 種 であ つ た3つの 例 予



日本脳炎特例対象者の拡大 改正3

平成17年5月から積極的な接種勧奨を実施していなかったため接種機会を逃した方に、未接種分について、最大 4回まで接種できるようになりました。特例対象者は、平成24年度まで「平成7年6月1日生まれから」となっていま したが、「平成7年4月2日生まれから平成19年4月1日生まれまで」となり、接種期限は20歳未満となっています。接 種を希望される方は、母子健康手帳をご持参の上、市保健センターで予診票の発行を受けてから、医療機関で接 種を受けてください。

市では

ニ種混合予防接種 (破傷風・ジフテリア) の対象者・接種方法を 「集団接種」から「医療機関での個別接種」に変更



市では、平成24年度まで小学校6年生を対象に各学校での集団接種を行っていま したが、保護者同伴の接種が望ましいことにより、医療機関での個別接種に変更し ました。すでに今年度小学校6年生の対象者には通知を発送しています。また、予 防接種法上は、11歳以上13歳未満が対象となっているため、11歳のお誕生日を迎え られた方には、翌月にご案内を発送します。

健康管理課(市保健センター内)公内線1742~1744(平日の午前8時30分~午後5時15分)